

## 茨木市公民館区事業補助要綱

### (目的)

第1 この要綱は、茨木市の各公民館区事業実施委員会その他これに類する団体の実施する事業に対し、市が補助金を交付することにより地域住民の主体的な学習活動や地域活動を促進し、もって地域住民の生活文化の振興を図ることを目的とする。

### (補助対象)

第2 補助の対象となる事業は、次に掲げるものとする。

- (1) 地域レクリエーション事業
- (2) ふるさとまつり事業
- (3) 文化展(祭)事業
- (4) 館報発行事業

2 前項の規定にかかわらず、茨木市地域行事開催等事業補助要綱(平成27年4月1日実施)による補助金の交付を受けた事業については、この要綱による補助の対象としない。

### (補助対象経費)

第3 補助の対象経費は、第2第1項各号に規定する事業に要する経費のうち、次に掲げる経費とする。

- (1) 報償費(実技指導者謝金等)
- (2) 需用費(消耗品費、印刷製本費等)
- (3) 通信運搬費(郵便料等)
- (4) 手数料
- (5) 保険料
- (6) 委託料(会場設営委託料等)
- (7) 使用料
- (8) 賃借料
- (9) 備品購入費

### (補助金額)

第4 補助額は、補助対象経費の合計額に相当する額とする。ただし、別表に定める額を上限とする。

### (補助金の交付申請)

第5 補助金の交付を受けようとするものは、補助金交付申請書(様式第1号)に公民館区各事業計画書兼収支予算書(様式第2号)を添えて指定された期日までに市長に申請しなければならない。

### (補助金の交付決定)

第6 市長は、第5の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認められたものについて予算の範囲内において補助金を決定し、申請者に対し補助金交付決定通知書（様式第3号）により通知する。

（変更の届出）

第7 補助金の交付を申請したものは、補助金の交付決定通知後において当該事業計画の内容を変更しようとするときは、第5に準じて補助金交付変更承認申請書（様式第4号）を提出して市長の承認を受けなければならない。

2 前項の規定による変更承認申請があった場合、市長は第6に準じて決定の内容を変更し、補助金変更承認通知書（様式第5号）により申請者に通知する。

（補助金の交付請求）

第8 第6の補助金交付決定通知書を受けたものは第11の規定による補助金の額の確定後、補助金交付請求書（様式第6号）を市長に提出し、補助金の交付を請求しなければならない。ただし、概算払の必要があるときは、補助金の交付決定後、補助金概算払交付請求書（様式第7号）により、概算払の請求をすることができる。

（補助金の交付）

第9 市長は、第8の規定による補助金の交付請求を受け付けたときは、当該請求者に補助金を交付する。

（実績報告）

第10 補助金の交付の決定を受けたものは、事業終了後、補助金実績報告書（様式第8号）に公民館区各事業活動内容報告書兼収支決算書（様式第9号）を添えて指定された期日までに市長に提出しなければならない。

（補助金額の確定等）

第11 市長は、第10の実績報告書の提出があったときは、報告書の内容を審査するほか、必要に応じて現地調査等を行い、適当と認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書（様式第10号）により報告書を提出したものに通知する。

（補助金の返還）

第12 第11の補助金確定通知書を受けたもののうち、第8のただし書の規定による概算払の請求により補助金の交付を受けたものは、既に交付を受けた概算額がその確定額を超過している場合は、指定された期日までに超過額を返還しなければならない。

（立入検査）

第13 市長は、補助金の執行の適正を期し、補助事業の円滑な推進を図るため、その職員に、補助対象の施設若しくは事務所に立ち入り、事業の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問若しくは必要な指示をさせることができる。

(帳簿等の整備)

第14 補助金の交付を受けた者は、当該補助事業に係る収入及び支出に関する帳簿並びに証拠書類を常に整備しておかなければならない。

2 補助金の交付を受けた者は、市長から前項の帳簿等の提出の指示があったときは、当該帳簿等を速やかに提出しなければならない。

(書類の保存)

第15 補助金の交付を受けた者は、当該補助事業の施行に関する書類及び帳簿等を、当該補助事業が終了した年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(補助の取消し等)

第16 市長は、補助金の交付を受けるものあるいは受けたものが次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を交付せず、若しくは減額し、又は全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 虚偽その他不正な行為により補助を受け、又は受けようとしたとき。

(3) 市長の承認を受けずに事業を変更し、若しくは中止し、又は事業の遂行の見込みがないとき。

(4) 当該事業支出額が予算額に比べて減少したとき。

(5) その他市長が不相当と認めたとき。

(市長の指示)

第17 市長は、補助金の使用に関し、必要な指示をすることができる。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成24年3月23日から実施する。ただし、第1の改正規定は、平成24年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の茨木市公民館区事業補助要綱の規定は、この要綱の実施の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則  
(実施期日)

- 1 この要綱は、令和元年5月1日から実施する。  
(経過措置)
- 2 この要綱による改正後の茨木市公民館区事業補助要綱の規定は、この要綱の実施の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則  
(実施期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から実施する。  
(経過措置)
- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の要綱によって定められていた様式がある場合には、令和3年度に限り所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則  
この要綱は、令和4年6月2日から実施する。

別表（第4関係）

補助対象事業	補助額（円）	
地域レクリエーション事業	50,000＋人口割	＋充当金
ふるさとまつり事業	40,000＋人口割	
文化展（祭）事業	68,000＋人口割	
館報発行事業	60,000＋人口割	

備考

- 1 人口割とは、補助を受けようとする年度の前年度の公民館区の人口の数に1円を乗じて得た額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をいう。
- 2 充当金は、合計6万円を上限として、申請者が各補助対象事業に割り当てることができる。

年 月 日

（申請先）茨木市長

所在地

団体名

代表者名

⑩

※代表者名自署の場合は押印不要です。

茨木市公民館区事業補助金交付申請書

茨木市公民館区事業補助金の交付を次のとおり申請します。

- |   |                     |   |
|---|---------------------|---|
| 1 | 補助金交付申請額            | 円 |
|   | （内訳）                |   |
|   | ①地域レクリエーション事業補助金    | 円 |
|   | ②ふるさとまつり事業補助金       | 円 |
|   | ③文化展（祭）事業補助金        | 円 |
|   | ④館報発行事業補助金          | 円 |
| 2 | 添付書類                |   |
|   | （1）公民館区各事業計画書兼収支予算書 |   |

公民館区各事業計画書兼収支予算書

団体名

事業名	1 地域レクリエーション事業		2 ふるさとまつり事業				
	3 文化展（祭）事業		4 館報発行事業				
開催予定日時 （発行日）	第1日（回）		第2日（回）		第3日（回）		
	月 日（ ）		月 日（ ）		月 日（ ）		
	時 分～ 時 分		時 分～ 時 分		時 分～ 時 分		
会場 （配布地域）							
種 目							
参加予定人数 （発行部数）	人 （部）		人 （部）		人 （部）		
事業内容 （具体的に）							
予 算 額	科 目		金 額（円）		説 明		
	収 入	市補助金					
		計					
	支 出						
		計					

様式第3号(第6関係)

茨木市指令教 第 号

所在地

団体名

代表者名 様

茨木市公民館区事業補助金交付決定通知書

年 月 日付け申請の、茨木市 公民館区事業補助金は、  
次の条件をつけて、金 円を交付します。

(内 訳)

① 地域レクリエーション事業補助金	円
② ふるさとまつり事業補助金	円
③ 文化展(祭)事業補助金	円
④ 館報発行事業補助金	円
合 計	円

条 件

年 月 日

茨木市長



様式第4号(第7関係)

年 月 日

(申請先)茨木市長

所在地

団体名

代表者名 ⑩

※代表者名自署の場合は押印不要です。

茨木市公民館区事業補助金交付変更承認申請書

年 月 日付け茨木市指令教 第 号に係る茨木市公民館区事業補助金について、次のとおり変更したいので申請します。

- 1 補助対象事業
- 2 変更内容
- 3 変更理由
- 4 変更前交付決定額
- 5 変更後交付申請額
- 6 差引増減額

様式第5号(第7関係)

茨木市指令教 第 号

所在地

団体名

代表者名 様

茨木市公民館区事業補助金変更承認通知書

年 月 日付け茨木市指令教 第 号で交付決定した茨木市公民館区事業補助金は、次の条件を付けて変更承認します。

条 件

- |   |         |   |
|---|---------|---|
| 1 | 交付決定額   | 円 |
|   | 変更増減額   | 円 |
|   | 変更交付決定額 | 円 |

年 月 日

茨木市長



年 月 日

（請求先）茨木市長

所在地

団体名

代表者名

⑩

茨木市公民館区事業補助金交付請求書

年 月 日付け茨木市指令教 第 号で交付決定のあった補助金を次のとおり請求します。

請求金額 円

（内訳）

① 地域レクリエーション事業補助金 円

② ふるさとまつり事業補助金 円

③ 文化展（祭）事業補助金 円

④ 館報発行事業補助金 円

年 月 日

（請求先）茨木市長

所在地

団体名

代表者名

⑩

茨木市公民館区事業補助金概算払交付請求書

年 月 日付け茨木市指令教 第 号で交付決定のあった補助金を次のとおり請求します。

1 対象事業及び金額（概算額）

請求金額 円

（内訳）

① 地域レクリエーション事業補助金 円

② ふるさとまつり事業補助金 円

③ 文化展（祭）事業補助金 円

④ 館報発行事業補助金 円

2 概算払を必要とする理由

年 月 日

（報告先）茨木市長

所在地

団体名

代表者名

⑩

※代表者名自署の場合は押印不要です。

茨木市公民館区事業補助金実績報告書

年 月 日付け茨木市指令教 第 号で交付決定通知を受けた事業が完了したので、次のとおり報告します。

- 1 補助対象事業
- ①地域レクリエーション事業補助金
  - ②ふるさとまつり事業補助金
  - ③文化展（祭）事業補助金
  - ④館報発行事業補助金

2 補助金交付決定額 .....円

3 添付書類

- （1）公民館区各事業活動内容報告書兼収支決算書
- （2）決算書に伴う領収書（写）

公民館区各事業活動内容報告書兼収支決算書

団体名

事業名	1 地域レクリエーション事業		2 ふるさとまつり事業			
	3 文化展（祭）事業		4 館報発行事業			
開催日時 （発行日）	第1日（回）		第2日（回）		第3日（回）	
	月 日（ ） 時 分～ 時 分		月 日（ ） 時 分～ 時 分		月 日（ ） 時 分～ 時 分	
会場 （配布地域）						
種 目						
参加人数 （発行部数）	人 （部）		人 （部）		人 （部）	
事業内容 （具体的に）						
補助内容の 成 果						
決 算 額	科 目		金 額（円）		説 明	
	収 入	市補助金				
		計				
	支 出					
		計				

様式第 10 号（第 11 関係）

茨木市指令教 第 号

所在地  
団体名  
代表者名 様

茨木市公民館区事業補助金確定通知書

年 月 日付け茨木市公民館区事業実績報告書を審査の結果、  
事業補助金を次のとおり確定します。

- |   |          |   |
|---|----------|---|
| 1 | 補助金交付決定額 | 円 |
| 2 | 補助金確定額   | 円 |
| 3 | 補助金差引額   | 円 |

年 月 日

茨木市長

印